

ID: 5100

担当部署: 都市整備課

処分の概要	景観整備機構に対する業務改善命令		
法令名 根拠条項	景観法 第95条第2項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】			
法第95条第2項の規定による。 (監督等)			
第95条			
2 景観行政団体の長は、機構が第93条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和6年7月29日改正)参照			
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日